



不当労働行為には 前に出てたたかうことが基本!

弁護士のアドバイス

2018年3月

- 脱退届の「記入例」は、会社が一体となってやっていることを現わしている。不当労働行為は確実。しかも脱退が広範囲にわたっている。
- ストで脱退なら、スト権を確立した昨年から脱退しているはず。今になって、しかもストの準備指令を解除しているのに脱退。会社にやられているのは、確実。
- 脱退届をまとめて持ってくること自体、あり得ないこと。
- この不当労働行為は歴史上、稀有な事件。過去に7千人の脱退という事件があったが、今回はそれを上回るかもしれない。数だけでも例のない事件。ミーティングルームの会話も今まで例のないこと。
- この大量脱退工作は、おそらく1年前から計画的に準備している。
- 不当労働行為は、労働者自身が前に出てたたかわなければダメ。後退したらやられてしまう。
- 労働委員会。それから、大量脱退で組合財政に損害を受けているわけだから損害賠償請求もやった方がよい。
- 脱退を扇動した現場長を個人が訴えることもできる。

以上